

大崎市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱

(目的)

第1 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大崎市長（以下「市長」という。）が行うマンション管理計画の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、法及び規則に定めるところによる。

(管理計画の事前確認)

第3 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証の交付を受けなければならない。

2 規則第1条の2第1項に規定するその他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、前項の事前確認適合証の写しとする。

(認定の申請)

第4 申請者は、規則別記様式第1号による申請書及び事前確認適合証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 認定申請を行う場合においては、電磁的記録をアップロードすることにより行うことができる。

(認定の通知)

第5 市長は、認定申請が、法第5条の4に規定する基準に適合すると認める場合は、認定通知書（規則別記様式第1号の2）により、認定申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の通知には、認定の有効期間を記載のうえ、通知するものとする。

(認定の更新)

第6 法第5条の6の規定による更新の申請（以下「認定更新申請」という。）をする者は、規則別記様式第1号の3による申請書に、添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第4の2項、第5の1項及び同2項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第5の1項にある「認定通知書（規則別記様式第1号の2）」とあるのは、「認定更新通知書（規則別記様式第1号の4）」と読み替えるものとする。

（認定を受けた計画の変更）

第7 法第5条の7の規定による認定を受けた管理計画の変更の申請（以下「変更認定申請」という。）をする者は、規則別記様式第1号の5による申請書の正本と副本に、変更に係る添付書類及を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5の1項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第5の1項にある「認定通知書（規則別記様式第1号の2）」とあるのは、「変更認定更新通知書（規則別記様式第1号の6）」と読み替えるものとする。

3 前項の通知を行うときは、申請書の副本と添付書類を添えて行うものとする。

（認定しない旨の通知）

第8 市長は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請（以下「認定申請等」という。）が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画不認定通知書（様式第1号）により、認定申請等をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第9 認定申請等をした者は、市長の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下届（様式第2号）により、市長に届け出るものとする。

（軽微な変更）

第10 認定管理者等は、規則第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第3号）に、変更に係る添付書類を添えて、市長に提出することができる。

（報告書の徴収）

第11 市長は、法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告を求める場合、管理状況報告依頼書（様式第4号）により認定管理者等へ通知をしなければならない。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められたときは、管理状況報告書（様式第5号）により市長に報告をしなければならない。

（管理の取りやめ）

第12 認定管理者等は、管理計画認定マンションについて法第5条の10第1項第2号の規定による管理を取りやめる旨の申し出をする場合は、管理取りやめ申出書（様式第6号）により、市長に申し出るものとする。

（認定の取り消し）

第13 市長は、法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知を行う場合は、認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

（認定管理計画の公表）

第14 市長は、管理計画を認定したときは、マンションの名称、所在地、認定日、認定コード（認定したマンションに対し、市長が付与するもの）等の情報を公表することができる。ただし、公表の対象となるこれらの情報について、認定管理者等から特段の意思表示があった場合は、この限りではない。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

殿

大崎市長

管理計画不認定通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項の規定により、認定の申請があった管理計画については、下記のとおり認定できませんでした。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係るマンションの名称
- 3 申請に係るマンションの位置
- 4 認定できなかった理由

様式第2号（第9関係）

取 下 届

年 月 日

大崎市長 殿

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

次の管理計画の認定申請等を取り下げたいので、大崎市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱第9の規定により届け出ます。

1 申請年月日

認定申請 年 月 日

認定更新申請 年 月 日

変更認定申請 年 月 日

2 申請に係るマンションの名称

3 申請に係るマンションの位置

4 取下げの理由

様式第3号（第10関係）

認定管理計画に係る軽微な変更届

年 月 日

大崎市長 殿

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の9に掲げる軽微な変更をしましたので、宮城県マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱第9の規定により届け出ます。

記

- 1 軽微な変更を届け出る管理計画の認定年月日
年 月 日
- 2 軽微な変更を届け出る管理計画の認定コード
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 変更内容

- 注) 1 変更の認定や更新の認定を受けた場合、直近の認定年月日・認定コードを記載すること。
- 2 認定申請等の申請書の添付書類のうち、変更に係るものを添付すること。
- 3 規則第1条の9に掲げる軽微な変更該当しない管理計画の変更の場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7の規定により、変更認定申請を行うこと。

様式第4号（第11関係）

第 号
年 月 日

殿

大崎市長

管理状況報告依頼書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、下記のことについて報告を求めますので、 年 月 日までに下記宛て報告願います。

記

1 報告事項

2 報告先

様式第5号（第11関係）

管 理 状 況 報 告 書

年 月 日

大崎市長 殿

住所（又は主たる事務所の所在地）

報告者（認定管理者等）

連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、
年 月 日付 第 号で報告を求められた事項について、次のとおり報告します。

1 報告を求められた事項（管理状況報告依頼書に記載された内容を転記）

2 管理の状況

注) 報告の内容に関する必要な書類を添付すること。

様式第6号（第12関係）

管 理 取 り や め 申 出 書

年 月 日

大崎市長 殿

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

次の認定管理計画に基づく管理認定マンションの管理を取りやめたいので、大崎市
マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱第12の規定により申し出ます。

1 認定マンションの名称

2 認定マンションの所在地

3 認定年月日

4 認定コード

5 取りやめの理由

殿

大崎市長

認定取消通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により、下記の管理計画について認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定を受けたマンションの名称
- 4 認定を受けたマンションの位置
- 5 取消しの理由